

軽油引取税研修資料

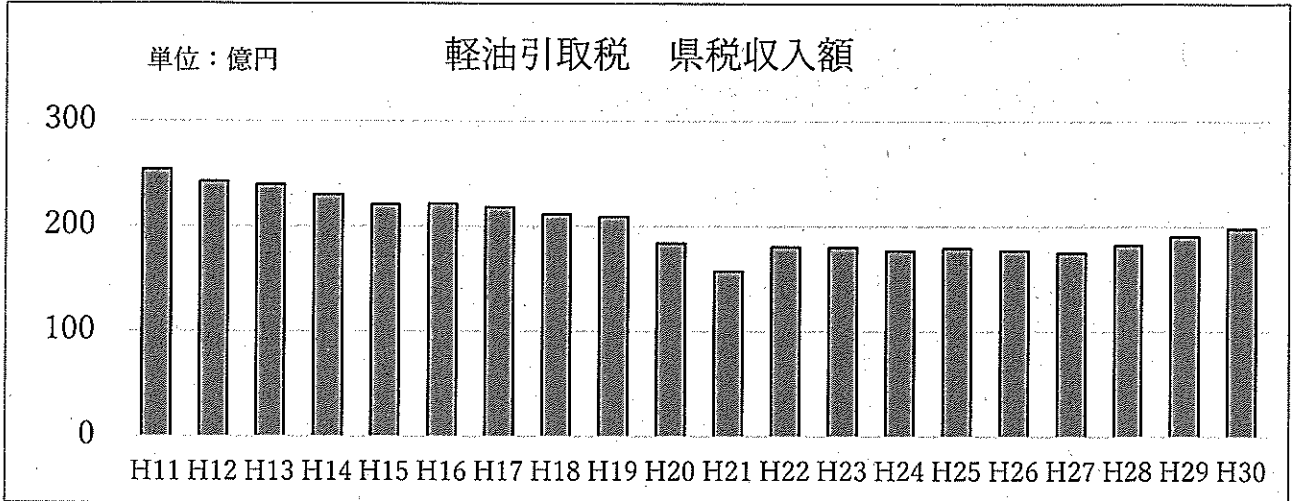
令和元年11月6日（水）

目 次

- 1 岡山県の軽油引取税収入額等
- 2 不正軽油対策
- 3 平成30年度の主な告発事案について
- 4 軽油引取税の納入申告について
- 5 免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について
- 6 軽油引取税の軽油の納入数量明細書（第16号の10様式別表）の記載等について
のお願い
- 7 軽油引取税と消費税の関係について

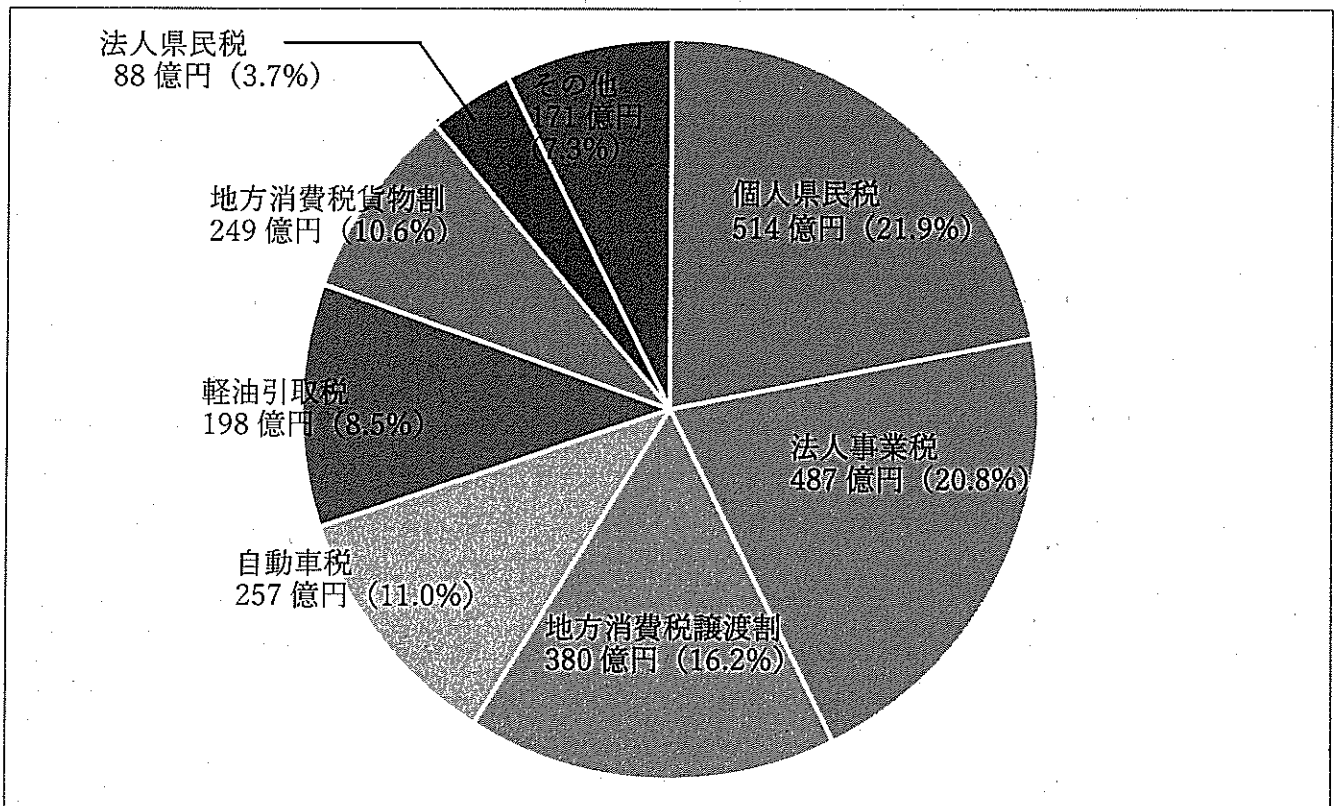
1 岡山県の軽油引取税収入額等

◇ 平成30年度までの推移



◇ 県税収入に占める割合 (平成30年度)

県全体 2,344億円 (対前年比 98.4%)
 うち軽油引取税 198億円 (対前年比 103.9%)



2 不正軽油対策

○不正軽油とは？

軽油引取税の脱税を目的に、主に灯油や重油などを不正に混ぜて、軽油と偽って販売、使用される燃料など。

(1) 平成30年度軽油の抜取調査結果（岡山県実施分）

種別	抜取本数 (本)	検出本数 (本)
路上での軽油抜取	85	0
インタンク保有者 (特徴者、石油販売業者を含む)	567	3
免税軽油使用者	30	0
その他	34	0

※検出本数は、クマリン（灯油及び重油の識別剤）の検出等の異常がみられたもの

【参考】平成30年10月全国一斉路上抜取調査

地域	抜取本数	混和嫌疑本数 (うち県外分)	検出率 (%)
北海道 東北	686	2 (0)	0.3
関東 甲信越	1,052	3 (2)	0.3
東海 北陸	469	7 (4)	1.5
近畿	364	10 (1)	2.7
中国 四国	355	1 (0)	0.3
九州	526	1 (0)	0.2
合計	3,452	24 (7)	0.7

(2) 令和元年度不正軽油対策活動について

ア 不正軽油対策ポスター及びチラシの作成・配布

岡山県不正軽油対策協議会の不正軽油対策ポスター及びチラシを作成しました。ＳＳ店頭等での啓発にご活用いただきますようお願いします。

県が行う軽油抜取調査時にも、チラシなどを配付し、ポスターについては事業所に掲示いただくよう依頼しています。

イ ラジオ等での広報活動

- ・FMラジオ 7月24日放送分
- ・NHKデータ放送7月分への掲載

ウ 不正軽油ホットライン

岡山県では、県庁税務課内に不正軽油ホットラインを設置し、不正軽油の製造や流通を撲滅するための情報収集を行っています。不正が疑われる軽油に関する情報をお持ちの場合は、下記の不正軽油ホットラインまでお知らせください。

また、石油業界をはじめとする関係者の皆さまに、不正軽油ホットラインを広報のうえ、ご活用いただきますようお願いします。

岡山県不正軽油ホットライン（岡山県庁税務課）

フリーダイヤル 0120-629-110

【不正ガソリンについてはこちら】

不正ガソリン110番（広島国税局）

フリーダイヤル 0120-283-110

(3) 他県との連携

不正が疑われる軽油について、製造事業者が存在する府県に対して、本県の調査結果を情報提供し、早期に解決するよう連携し、取り組んでいます。

【実績】

平成28年度	通報・情報提供件数	他県から4件、他県へ1件
平成29年度	通報・情報提供件数	他県から2件、他県へ1件
平成30年度	通報・情報提供件数	他県から1件、他県へ2件
令和元年度	通報・情報提供件数	他県から0件、他県へ0件

(現時点)

3 平成30年度の主な告発事案について

告発年月日	県名	犯則嫌疑者	犯則嫌疑事実の概要
H30.10.15	愛知	(株)A B (株)A 実質経営者) C (株)A 代表取締役)	① H28.6.8からH29.6.19までの間、51回にわたり、知事の承認を受けず、春日井市内の石油製品貯蔵施設敷地内において、(株)Dに対し、灯油計816KLを自動車の内燃機関の燃料として譲渡、販売した。 ② 上記灯油につき軽油を装った虚偽の請求書を発行するなどして、軽油引取税2,619万円余を申告納付せず、脱税した。
H31. 3.25	兵庫	G(株) H (G(株)代表取締役、統括管理) I (株)J 代表取締役、製造担当) K (製造担当) L (識別剤除去灯油提供) M(有) N (M(株)取締役、識別剤除去灯油提供)	① H27.3.3からH29.11.21までの間、963回にわたり、知事の承認を受けず、加古川市内のG(株)の敷地内等において、軽油と灯油を混和して炭化水素油計10,942KLを製造した。 ② H30.2.9からH30.3.15までの間、6回にわたり、兵庫県・大阪府両知事の承認を受けず、東大阪市内の給油所等において、軽油と灯油を混和して炭化水素油計91.5KLを製造した。(このほか、5回80KLの製造について大阪府知事からも同時告発) ③ 軽油に混和する灯油から識別剤クマリンを除去する等偽りその他不正の行為により製造した軽油の販売について、H27.3月からH30.2月までの軽油引取税2億1,808万円余を申告納付せず、脱税した。 (G(株)、H)

4 軽油引取税の納入申告について

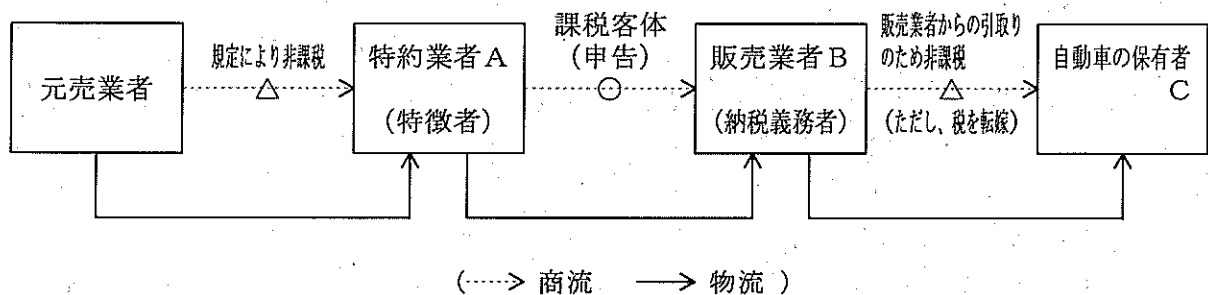
(1) 基本的な考え方

軽油引取税は「特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り、元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る現実の納入を伴うものに対してその数量を課税標準とする。」とし、「その引取りを行うものに課する。」とされています（地方税法第144条の2第1項）。

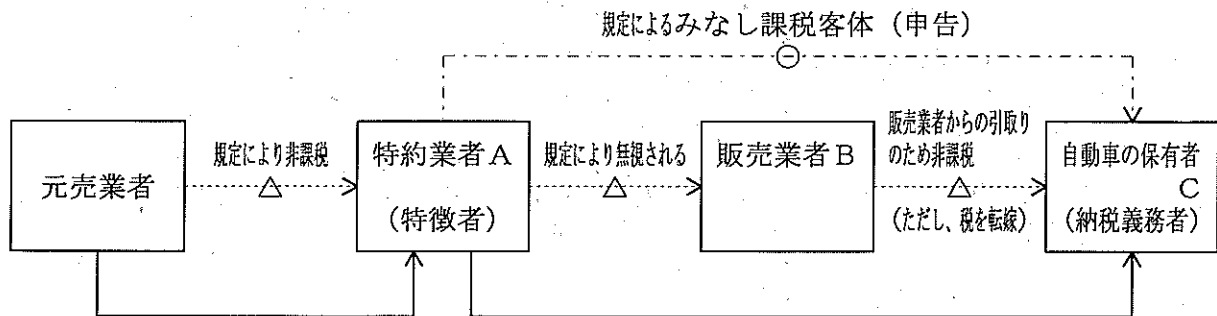
元売業者又は特約業者は軽油引取税の特別徴収義務者に指定され、現実の納入を伴う軽油の引渡しの数量全てに対して特別徴収義務を負うこととなるため、**全ての引渡数量について軽油引取税納入申告書に記載しなければなりません**（地方税法第144条の13・14）。

なお、「特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が現実の納入を受けない場合に、別に現実の納入を伴う引取りを行う者がいるときは、その者が特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、納税義務者となる。」とされています（地方税法第144条の2第2項）

このことについて図示すると、次のとおりとなります。



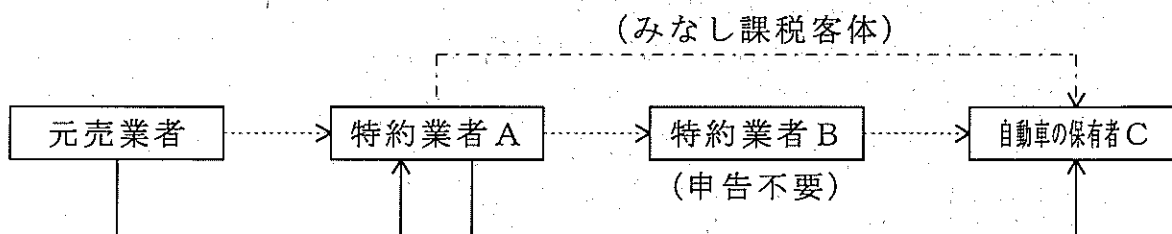
販売業者Bは特約業者Aから現実の納入を伴う引取りを行っていますから、納税義務者となり、その納入についてAがBから特別徴収し申告します。



Bは特約業者Aから引取りを行っていますが、他に現実の納入を受けるCがいるため、規定によりAからの引取りについての納税義務者はCとなり、CがAから引取りを行ったとみなされます。Cに対する納入について特別徴収の義務を負うAがCに軽油を引き渡したとして申告します。

(2) 本来不要な申告について

前述のとおり、基本的には引き渡した数量について全て申告書に記載しなければなりません。流通経路における立場により申告書の記載を必要としない場合があります。



図において、特約業者Bは特約業者Aから引取りを行っていますが、他に現実の納入を受けている需要家Cがいるため、Cが納税義務者となりAから引取りを行ったものとみなされます。この場合は特別徴収義務者であるAがCに引き渡したものとして申告するため、Bは申告する必要がありません。

BがCに対する納入について申告をしてしまうと、同じ納入について軽油引取税の申告が2重にされてしまう結果になるので注意してください。

ただし、軽油の引取りの報告は必要です。

(3) 納入地（申告先）について

このことについては、「当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所）所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。」とされています（地方税法第144条の2第1項）。

ここでいう軽油の納入地とは、特約業者又は元売業者等からの引取りに係る軽油の現実の納入があつたときの当該納入に係る場所、すなわち、当該軽油が引取りを行う者の直接的支配下に移転した場所をいいます。

ただし、括弧内の規定により、石油製品の販売業者が引取りを行った場合の納入地については、当該納入に係る軽油を現実に納入した石油製品販売業者の事業所とされていますので、注意が必要です。

このことについて図示すると、次ページのとおりとなります（特約業者から見た場合の説明で、商流は省いています）。

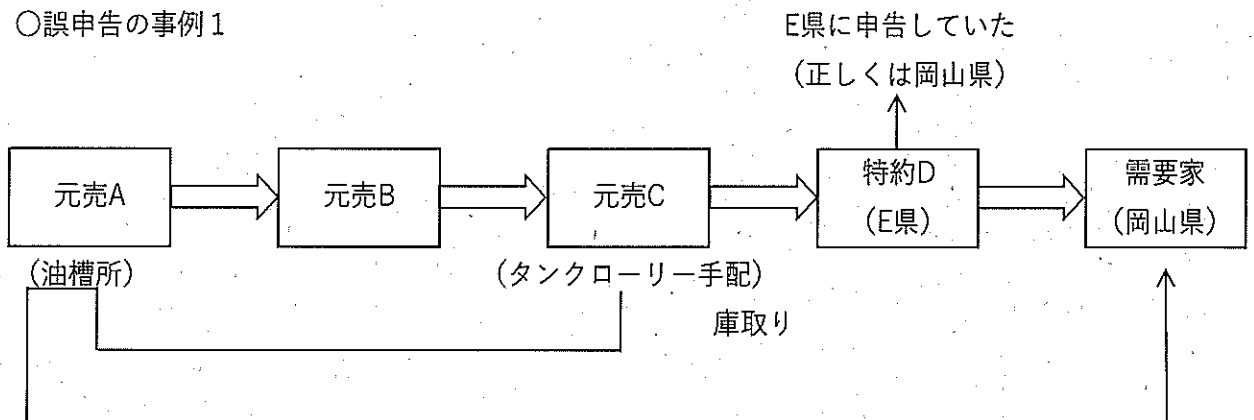
基本的な流れは以上のとおりですが、申告する特別徴収義務者はその納入地を確実に把握しなければ申告先を特定できません。このため、軽油の引取りを行った者（納税義務者）は特別徴収義務者に対して事務所事業所ごとにその納入を受けた数量などを記載した書面を提出することとされています（地方税法第144条の35第6項）。

（4）誤申告（納入地誤り）の防止について

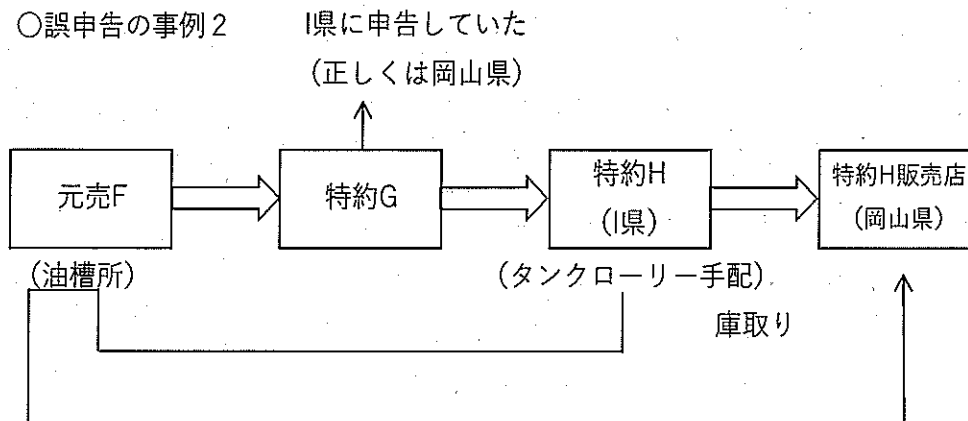
- ・ 軽油の引渡しと現実の納入を誰が行ったかをよく確認してください。
- ・ 課税の仕組みを理解して、申告先の県がどこになるかを確認してください。

不明な場合は、申告前に県民局担当に問い合わせてください。

○誤申告の事例1



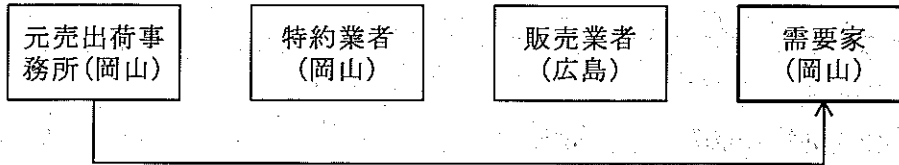
○誤申告の事例2



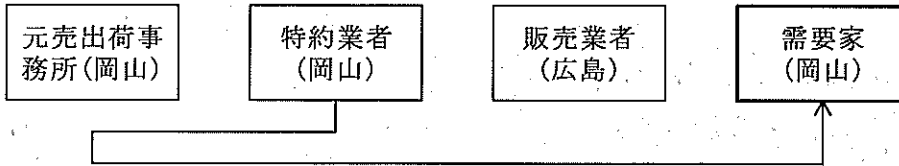
⇒ 商流 → 物流

《軽油の納入形態と申告先》

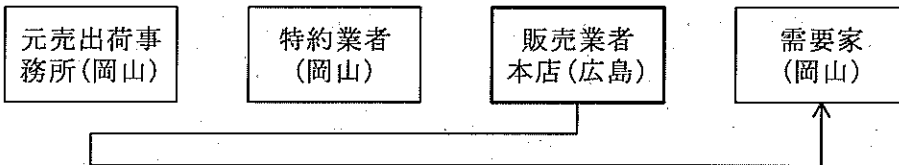
- ① 元売による配送…持届先が納入地 → 図の場合、特約は岡山県に申告



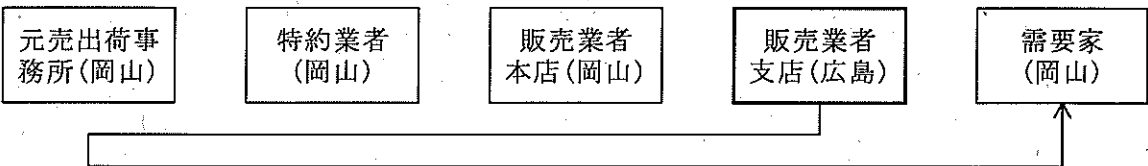
- ② 特約自身による配送…持届先が納入地 → 図の場合、特約は岡山県に申告



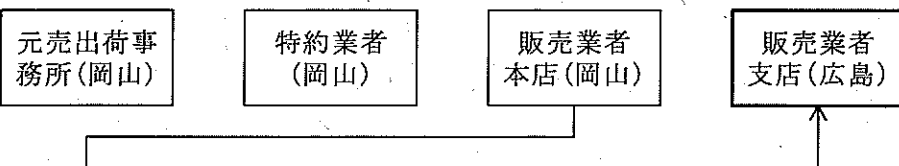
- ③-1 販売業者による配送（販売業者が他者に引き渡した場合1）
…配送の手配を行った販売業者の本店が納入地（括弧書き適用）
→ 図の場合、特約は広島県に申告



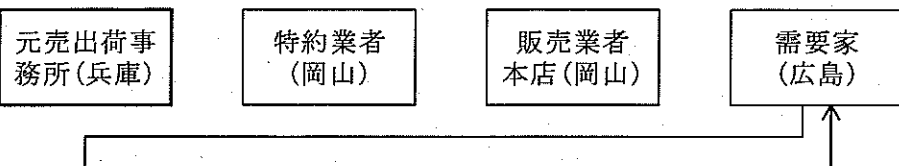
- ③-2 販売業者による配送（販売業者が他者に引き渡した場合2）
…配送の手配を行った販売業者の支店が納入地（括弧書き適用）
→ 図の場合、特約は広島県に申告



- ③-3 販売業者による配送（販売業者自身の事業所に引き入れた場合）
…引き入れた場所が納入地 → 図の場合、特約は広島県に申告



- ④ 需要家自身の庫取り…軽油を受け取った場所が納入地 → 図の場合、特約は兵庫県に申告



5. 免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について

(1) 免税軽油制度について

農業や林業などの特定の事業者や船舶の使用者が、動力耕うん機や船舶の動力源などの特定の用途に軽油を使用する場合、2021年3月31日まで特例的に免税軽油を使用することができます。

具体的な免税用途は法、政令及び省令に規定され、対象となる主体、用途、場所及び機械が限定列挙されています。

(2) 免税証を受け取る際の注意点（各給油所に徹底をお願いします。）

ア 免税証と引き換えに免税軽油の引渡しを行ってください。

その際、免税証の裏に、販売店の名称、免税軽油の引取日、免税軽油使用者の住所氏名が書かれていること、押印を確認してください。

イ 大口の取引先等で代金決済時に免税証を受け取る場合は、必ず免税証と免税軽油の引取りの対応関係が分かるようにしておいてください。

（申告書に記載された免税軽油と免税証が対応していること。）

ウ 免税証の数量は、印字よりも少ない数量には訂正できます。

訂正の上、訂正印が押されていることを確認してください。

エ 免税証の受取りの際、必ず有効期間を確認してください。

（免税証を受け取る時に有効期間が切れていると、課税免除できません。）

オ 「免税取扱特別徴収義務者」（免税証の交付を行った県の特別徴収義務者）以外の販売業者が免税軽油を販売する場合、販売業者からの免税証の受取りも有効期間内に行われていなければなりません（その販売業者は免税軽油使用者に代わって免税軽油の引取りを行うということになるため）。

また、岡山県の免税証を他県の申告書に添付して課税免除を受けることはできません（船以外の業種）。

カ 免税証は、譲渡が禁止されています（罰則あり）。

したがって、免税軽油使用者ではない人が免税軽油を買いに来たことが分かった場合は、県への連絡をお願いします。

6 軽油引取税の軽油の納入数量明細書（第16号の10様式別表）の記載等についてお願い

県では、納入地の都道府県誤りや申告漏れ等をチェックするため、各特別徴収義務者から提出される軽油引取税の軽油の納入数量明細書（16号の10様式別表）と各元売業者から提出される納入先別納入数量等報告書（16号の37様式）との確認を行っています。

また、正規の軽油の流れを把握することで、不正軽油の経路等の調査に活用することも目的としています。

そのため、次のことについて、御協力をお願いします。

（1）不要な行の削除

取引を行わなくなった等で不要となった行は、納入を受けた者の氏名・納入地～引渡に係る軽油の納入を行った者に取消線を引いてください。

（2）正しい事業者名及び住所の記入

納入を受けた者の氏名や住所に誤りがある場合は、取消線を引き、正しいものを記入してください。

また、新たに取引を開始したものについては、納入を受けた者の氏名や住所を記入してください。

（3）事業者コードの記入

新規取引先等、ご不明な場合は、管轄の県民局へおたずねください。

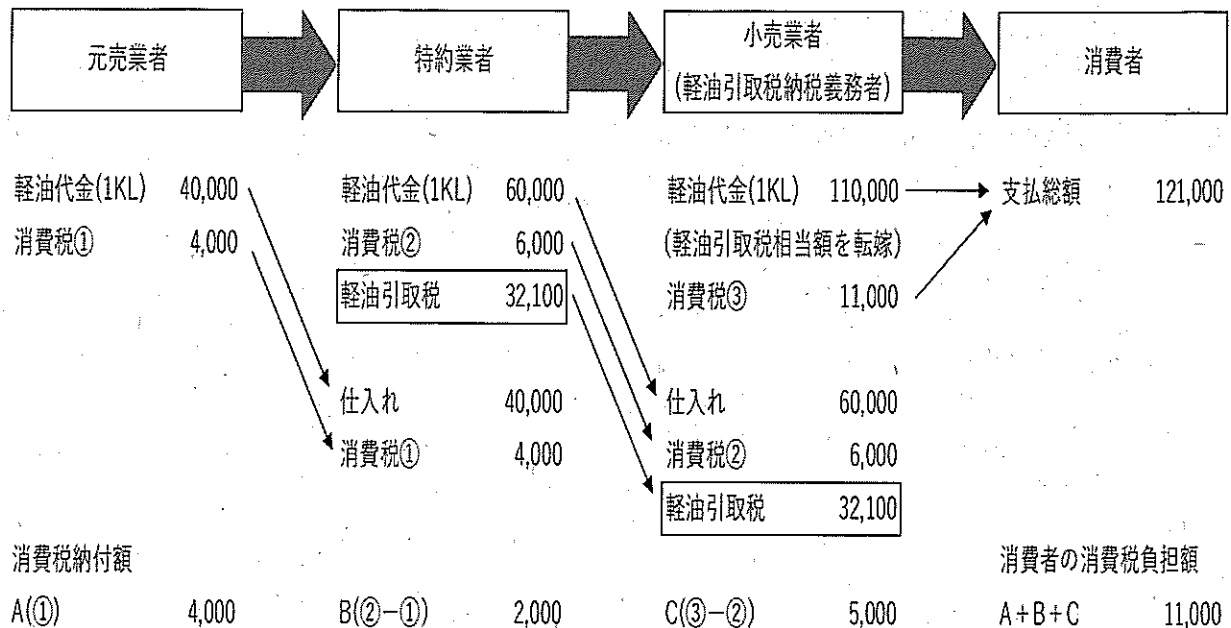
軽油の納入数量明細書

(月 日 ~ 月 日)

登録特別徴収義務者の氏名又は名称 〇〇石油(株)		住所又は所在地 岡山市北区内山下.....		平成 30 年 月 日		取引コード(別紙)		整理番号	
登録特別徴収義務者の住所又は所在地		納入を受けた者		納入地		納入数量		引渡しに係る軽油の納入を行った者	
氏名又は名称	コード	納入	地	リフト	リフト	リフト	リフト	リフト	リフト
(株)日運輸	岡山支店							〇〇石油(株)	県庁SS
(株)日運輸	倉敷支店	△△運送(株)	倉敷支店					元売エネルギー(株)	
(株)日運輸	津山支店	△△運送(株)	津山支店					元売エネルギー(株)	
石油販売(株)	岡山SS							〇〇石油(株)	県庁SS
石油販売(株)	倉敷SS							〇〇石油(株)	県庁SS
石油販売(株)	玉野SS							〇〇石油(株)	県庁SS
石油販売(株)	津山SS							〇〇石油(株)	県庁SS
石油販売(株)	和気SS							〇〇石油(株)	県庁SS
自動車の保有者								〇〇石油(株)	県庁SS
計									

- 1 (株)日運輸 岡山支店が閉鎖となり、取引がなくなった場合
- 2 (株)日運輸 → △△運送(株)に名称変更がある場合

7 軽油税引取税と消費税の関係について



(1) 消費税の課税の仕組み

生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。

(2) 消費税の課税標準

課税標準とは、税額計算の基礎となる金額のことをいいます。

軽油の引取者が納税義務者となっている軽油引取税については、**軽油代金の額と区分して請求している場合**、消費税の課税標準に含まれません。

したがって、軽油引取税に対しても消費税がかかることはありません。

例えば図の場合、小売業者は特約業者に対して軽油代と軽油引取税を支払うこととなりますが、特約業者の軽油の譲渡の対価の額は**軽油代のみとなります**。

一方、消費者は、小売業者が既に支払った軽油引取税額を含めた金額を軽油代として支払うこととなります。この場合、実質的に消費者への価格転嫁が行われるものの、**税務上では全てが軽油代とみなされます**。